



## 市・県民税 申告相談日程表

受付時間 午前9時15分～午後3時(9時開場) / 市役所8階は午前9時から受付

受付日	対象地域	会場	受付日	対象地域	会場
2月16日(水)	下安松	松井まちづくりセンター	3月7日(月)	小手指町1～5丁目・北野新町1～2丁目	小手指公民館分館
17日(木)	上安松・牛沼・くすのき台1～3丁目		8日(火)	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目・松郷	柳瀬まちづくりセンター
18日(金)	小手指南1～6丁目・北野1～3丁目・北野南1～3丁目・小手指元町1～3丁目	小手指まちづくりセンター	9日(水)	荒幡・松が丘1～2丁目・久米(481～620番地除く)	吾妻まちづくりセンター
21日(月)	山口1～899番地	山口まちづくりセンター	10日(木)	北原町・若松町・こぶし町・北秋津	市役所8階 大会議室
22日(火)	山口900番地以降・上山口・小手指台		11日(金)	上新井1～5丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目・東住吉・西住吉・南住吉・久米481～620番地・中富南1～4丁目	
24日(木)	向陽町・青葉台	新所沢まちづくりセンター	14日(月)	日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町・宮本町1～2丁目	
25日(金)	泉町・榎町・緑町1～4丁目・けやき台1～2丁目		15日(火)	弥生町・美原町1～5丁目・北所沢町・松葉町・下新井・西新井町・東新井町・大字中新井・中新井1～5丁目・並木1～8丁目	
28日(月)	西狭山ヶ丘1丁目	三ヶ島まちづくりセンター			
3月1日(火)	西狭山ヶ丘2丁目・林1～3丁目・三ヶ島1～5丁目				
2日(水)	中富・下富・神米金・北岩岡・北中1～4丁目・岩岡町・所沢新町・花園1～4丁目	富岡まちづくりセンター			
3日(木)	糎谷・堀之内・和ヶ原1～3丁目・東狭山ヶ丘1丁目				
4日(金)	東狭山ヶ丘2～6丁目・狭山ヶ丘1～2丁目・若狭1～4丁目	三ヶ島まちづくりセンター			

### 【留意事項】

- ▶ 混雑緩和のため、入場整理券を配布します。できるだけ指定会場でご相談ください。
- ▶ 指定相談日に都合がつかない場合は、他の会場でも受け付け可能です。
- ▶ 申告会場の駐車場は大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。



### 税理士による無料税務相談

- 2月1日(火)～15日(火) (土・日曜、祝日除く)
- 場 市内各税理士事務所
- 対 令和3年中の収入が600万円以下で、▶ 収入が年金のみの方 ▶ 給与所得者で医療費控除を受けたい方 ▶ 年の途中で就・退職し、年末調整をしていない方
- 問 1月24日(月)から関東信越税理士会所沢支部事務局に電話 / ☎2993-0822 (午前10時～正午、午後2時～4時 / 土・日曜、祝日除く)



## 税の申告に必要なもの

税の申告には、右記のものがが必要です。  
該当するものをそろえて、申告会場に向かいましょう。

### 1月中に郵送します

公的年金受給者に対し、令和3年中の年金支払総額を記載した「公的年金等の源泉徴収票」を日本年金機構が郵送します。非課税である遺族・障害年金に対しては郵送しません。  
☎ ▶ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165  
▶ 所沢年金事務所 ☎2998-0170

### 1月末に郵送します

令和3年中に支払った所沢市の①国民健康保険税②後期高齢者医療保険料③介護保険料の額を記載した「納付額のお知らせ」を郵送します。  
①は世帯主宛てに郵送します。なお、納付方法が「特別徴収」とある項目は、本人のみ控除として申告できます。

- ☎ ▶ ①の納付…収税課 ☎2998-9073
- ▶ ①の課税…国民健康保険課 (国民健康保険担当) ☎2998-9131
- ▶ ②…国民健康保険課 (後期高齢者医療担当) ☎2998-9218
- ▶ ③…介護保険課 ☎2998-9420

### 介護保険のサービス利用料も控除対象

介護サービス(予防サービス・総合事業サービス含む)の領収書に「医療費控除対象額」の記載がある場合(一部の居宅サービスは、医療系のサービスと併用の場合のみ)は、通常の医療費に合算して申告できます。  
高額介護サービス費・高額医療合算介護サービス費・介護保険利用者負担助成金として交付された金額は、控除対象から差し引いてください。  
☎ 介護保険課 ☎2998-9420

Check

申告書(市や税務署から届いたもの)

令和3年中の収入が分かるもの

- ▶ 給与の源泉徴収票
- ▶ 年金の源泉徴収票
- ▶ 営業所得・不動産所得の収入や経費がわかる帳簿など
- ※市・県民税は「年末調整済みの給与」以外の所得が20万円以下でも申告が必要

控除が分かるもの

- ▶ 社会保険料の領収書(国民健康保険・国民年金など)
- ▶ 生命保険・地震保険の控除証明書
- ▶ 障害者手帳・障害者控除対象者認定書
- ▶ 医療費控除の明細書 / 医療費のお知らせ
- ※事前に合計額と保険金などで補てんされる金額を計算
- ※医療費控除の特例を選択する方は、特定一般用医薬品の購入費がわかる明細書
- ※健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」を添付すると、医療費の明細の記入が省略可能
- ※領収書での申告は不可

マイナンバーが分かるもの

次の全てが必要です。

- ① 番号確認書類  
本人のマイナンバーカード、通知カードなど  
※扶養親族などの確認書類は不要ですが、申告書にマイナンバーの記入が必要
- ② 身元確認書類  
本人(代理人申告の場合は代理人)の顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード、運転免許証、障害者手帳など)  
※本人申告の場合のみ、健康保険証も使用可能
- ③ 代理権確認書類(代理人申告の場合のみ)  
委任状、本人の公的身分証明書など

